

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成23年3月25日県営中山間地域総合整備事業中讃南部地区（椿谷第5工区）の換地処分をした。

平成23年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造